

常盤事業場における職場巡視

常盤事業場専任衛生管理者 石津 真理子

昨年4月からの国立大学法人化に伴い、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用されることになった。労働安全衛生法に基づいて、産業医は毎月1回以上、衛生管理者は毎週1回以上の職場巡視が義務付けられている。常盤事業場では、産業医、専任衛生管理者、安全衛生担当事務官の3名が中心となり、昨年5月から週1回の職場巡視を行ってきた。当初は安全衛生スタッフである我々の不慣れもあり、教職員にも戸惑いが多く見られたが、2年目の今年になり、ようやく職場巡視というものが教職員にも周知されてきたと考えている。しかしながら、各部署への連絡方法、巡視時のチェックポイント、巡視後の是正勧告や改善方法など、まだまだ試行錯誤しながら職場巡視を続けている。ここでは、法人化後の常盤事業場における職場巡視の現状について報告する。

1. 職場巡視の流れ

今年度、工学部労働安全衛生委員会では「安全衛生管理体制の充実」を年間目標に掲げ、その一環として各学科から安全衛生推進員を選出した。各部署における責任体制を明確化することで、自主的で実質的な安全衛生活動ができる体制作りを目指すものである。安全衛生推進員の活躍により、労働安全衛生活動がより充実したものになることが期待される。職場巡視においても、各学科との連絡や相談などを緊密に行うために、安全衛生推進員との連携が不可欠になっている。以下に現時点での職場巡視の流れを示す。

<巡視前>

- ・ 毎月1学科を巡視することとし、巡視する学科は産業医と衛生管理者で決定。
- ・ 日程と場所の詳細について、衛生管理者と安全衛生推進員で調整。
- ・ 日程と場所、今月中は該当学科の巡視が適宜行われることを、安全衛生推進員が学科内で周知。
- ・ 日程と場所について、衛生管理者から管理係と学科事務へメール連絡。

<巡視時>

- ・ 安全衛生推進員は巡視に同行。

<巡視後>

- ・ 巡視メンバーでミーティングをして、指摘箇所の確認など行う。
- ・ 工学部労働安全衛生委員会において、指摘事項の報告および協議を行う。
- ・ 総括安全衛生管理者（学部長）の指示により、衛生管理者が是正勧告書を作成。
安全衛生推進員と管理係に是正勧告書を電子ファイルで送付。
管理係を通じて学科長に是正勧告書が送付され、指摘事項が学科にフィードバックされる。
- ・ 各研究室で指摘事項を確認。是正報告書に改善内容または改善計画を記載し、管理係に提出。
- ・ 次回の巡視時に、是正報告書の改善点について確認。

指摘事項の具体例

昨年度、常盤事業場では労働安全衛生コンサルタントと一緒に巡視する機会があった。巡視時の着眼点や巡視後の是正報告書の作成方法などの指導を受け、非常に参考になった。今後も、適宜コンサルタントの方々に相談しながら、作業環境の改善へ取り組んでいきたいと思っている。以下に、指摘事項の具体例を紹介する。

(1) 整理整頓(5S活動)

高所に重量物が積み上げてあり、その下で実験を行っている、コード類が床上に雑然と散らばっている、物の保管場所を決めていない、実験室で飲食をしている等、研究室により大きな差異が認められる。このような状況で研究活動することは、災害発生時には逃げ道が閉ざされ重大な事故につながる危険性がある。まずは、安全衛生の基本である5S「整理・整頓・清潔・清掃・習慣化」を徹底させる必要がある。7月の安全週間にあわせて、5S評価表を利用して、研究室単位で自主的に評価をする機会を作った。今後は、自ら問題点を洗い出し5S活動を継続的で定着したものにしていきたいと考えている。

(2) 薬品管理

薬品ビンを実験台上に放置している、薬品庫の鍵をかけていない、毒劇物の表示がない、不要薬品を廃棄せずに放置している等、管理に一部不備が見られる。引き続き、薬品の管理について徹底をすすめている。

(3) 事故防止のための安全対策

例) 真空ポンプ：最近製作された機器のベルトカバーは、安全上、両側面に付いているタイプが増えているが、古いタイプは片側のみのものが多く、不測の事態で挟まれることも予想される。巻き込まれ事故が起こらないように、もう片方も簡易な金網かパンチメタルで覆うように勧めている。(写真1、写真2)

(写真1) 改善前



例) グライNDER：安全カバーが無かったものについて、改善がすすんでいる。

例) 棚の未固定は、地震等の振動で転倒し怪我をする危険があるため、壁や床への固定を勧めている。

例) フォークリフト：鍵が付いたままで取扱責任者が不明確だったが、取扱責任者および鍵の保管は技術職員が行うことが徹底された。

例) クレーン：フックのロープ外れ止め装置がついてなかったが、現在メーカーに修理依頼中である。

(写真2) 改善後



例) 保護メガネ着用表示(写真3)

(写真3) 保護メガネ着用表示

保護めがねを着用せよ！

(4) 安全な作業環境を作ろう

ドラフトチャンバー：巡視時に簡易風速計を携行し、ドラフトチャンバーの風速測定を行っている。開放状態で使用している時は風速が不十分であるが、開口部を40cmまで狭めると有効に機能するケースを経験した。安全に使用するために、開口部にストッパーを設ける等の対策をして、不必要に扉を開けないように指導した。

指摘した点については早急な改善が必要であるが、問題点ばかりではなく模範的な好例も多く見られている。今後は、好例の研究室の紹介を行うなどして、他研究室への横展開も併せて取り組んでいきたい。